

「第一種電気工事士定期講習」実施機関の指定と 登録者へのサービス提供について

電気工事士法施行規則等の一部改正により、平成25年度からは第一種電気工事士定期講習は経済産業大臣より指定を受けた複数機関が実施することになりました。

この改正により、平成25年度からは本人が受講期限を管理し、期限内に受講申し込むことになります。

(一財)電気工事技術講習センターが平成24年8月31日付で「指定講習機関第1号」となり、社団法人日本電気協会および全日本電気工事業工業組合連合会とともに実施協力団体として、これまで同様、第一種電気工事士のみなさまに役立つよりよい講習を実施してまいります。

(一財)電気工事技術講習センターに登録をしていただきますと、従来のように受講時期にあわせて受講申込書を送付するなどサービスを無料で実施いたします。

[登録方法・特典はこちらから↓](#)

<http://www.eei.or.jp/pdf/tourokuannai.pdf>

平成25年1月28日から第一種電気工事士定期講習の申込受付を開始しました。
お申込みは下記の「電気工事技術講習センター」のホームページをご覧ください。

[定期講習の受講申込みはこちらから↓](#)

<http://www.eei.or.jp/index.html>